

新たな放送法制

現行の
放送法制

← 放送（公衆によって直接受信されることを目的とする
無線通信の送信）

→ 有線放送（公衆によって直接受信されることを目的とする
有線電気通信の送信） →

新たな
放送法制

← 放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信） →

放送の業務
（ソフト）

「基幹放送」※1

→具体例：地上TV、BS、110度CS、AM、FM、短波

※1 「基幹放送普及計画」の対象となる放送

- 地上基幹放送
 - ・ 特定地上基幹放送(HS一致免許の対象)
- 移動受信用地上基幹放送
- 衛星基幹放送

「基幹放送事業者」

「一般放送」※2

※2「基幹放送普及計画」の対象とならない放送

→具体例：124/8CS(ラジオ含む)、
有テレ

放送エリア：狭い、
視聴者への影響：小さい 一般放送
→具体例：有ラ、有テレ(小規模)

「一般放送事業者」

参入規律

認定又は電波法上の免許

登録

届出

業務
規律

番組規律

放送法並み

役務法並み

有ラ法並み

技術基準

技術基準適合維持義務あり

技術基準適合維持義務あり

なし

有料放送規律

あり(約款規律、説明義務・苦情処理義務)

あり(説明義務・苦情処理義務)

あり(説明義務・苦情処理義務)